

平成22年9月2日

北摂各市の校区外活動について

	学童の設置場所	校区外活動ができる範囲	費用のかかる活動	費用負担者	
				児童	指導員
茨木市	小学校敷地内	校区及びその周辺	不可 (現金の取り扱いをしない)		
池田市	小学校敷地内	徒歩で行ける場所	不可 (現金の取り扱いをしない)		
吹田市	小学校敷地内	主に市内	可(主に交通費)	自己負担	市が支給
摂津市	小学校敷地内	なし(常識の範囲)	可	自己負担	市が支給
高槻市	小学校敷地内	なし	可	自己負担	市が支給
豊中市	小学校敷地内	徒歩で行ける場所	不可 (現金の取り扱いをしない)		
箕面市	小学校敷地内	市内(当該学童保育児童の生活圈)	保護者会と協議の上、可	自己負担	市(社協)が負担